

かながわパブリック法律事務所 設立10周年記念誌

anniversary
10th

—— 市民に身近な
弁護士を目指して ——



神奈川県弁護士会

ご挨拶

弁護士法人 かながわパブリック法律事務所 設立10周年 お祝いの言葉

神奈川県弁護士会
会長 伊藤 信吾

弁護士法人かながわパブリック法律事務所が、設立10周年を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げます。

貴事務所は、2009年に、当会のバックアップのもと、神奈川県で初めての都市型公設事務所として設立され、県内全域における司法アクセスの向上や、リーガルサービスの充実に努めて来られて、この10年間、大きな役割を果たしてきました。

昨今は、弱い立場の者が置き去りにされかねない社会情勢が感じられます。それ故、弁護士及び弁護士会が、その社会的な使命を実現していくためには、常に弱い者の立場に立ち続けることが必要です。

その中で、貴事務所は、これまで弁護士に依頼することも難しかったと思われる少額事件や困難事件等を、「市民のための駆け込み寺」として、積極的に取り扱って来られました。このような活動を通じて、貴事務所が、様々な分野において、多くの弱い立場にある市民の救済に努めて来たことは、私達弁護士にとっても、まさに弁護士活動の鑑と感じています。

また、貴事務所が意欲溢れる多くの若い弁護士を育て、当会の枠を超えて、全国の過疎地域に送り出して来たことは、過去に在籍された先生方や公設事務所支援委員会の皆様の努力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

そして、貴事務所は、一個人の力で運営されてきたものではなく、社員弁護士に変動があっても、タスキを繋ぐように同じ理念のもとで、地域のため活動が継続されて来ました。かように、弁護士の使命を実現するために、多くの関係者の熱い想いが集まり繋がって、10年間にわたり貴事務所が運営されて来たことに、同じ弁護士として深く感銘いたします。

今後とも、当会は、貴事務所を全力で支援させていただきます。

結びとなりますが、貴事務所が設立10周年という記念すべき時を迎えて、今後もさらなる発展を遂げていかれることを、心より祈念いたしましてお祝いの言葉とさせていただきます。

10周年記念誌発行に向けて

神奈川県弁護士会
公設事務所支援委員会
委員長 大谷 豊

2009年9月30日、神奈川県弁護士会都市型公設事務所「弁護士法人かながわパブリック法律事務所」が開設されて、今年で10年が経ちました。弁護士法人かながわパブリック法律事務所は、過疎偏在地域に派遣する弁護士の養成を主たる目的として、開設当初から毎年、新人弁護士を1名から2名を採用し、その間、日本弁護士連合会ひまわり基金法律事務所、日本司法支援センター7号事務所、更には、神奈川県内・群馬県内における市町村ゼロワン地域にそれぞれ派遣しており、全国の弁護士過疎偏在の各地域における市民の司法ニーズに応えるべく都市型公設事務所の役割を担い、現在もその活動を続けています。

当委員会は、弁護士法人かながわパブリック法律事務所が、過疎偏在地域へ派遣する弁護士を養成するほか、都市型公設事務所に要請される刑事弁護体制の充実・強化、地域の法的需要への対応、弁護士から裁判官・検察官への任官推進等の公益活動を続けていくため、更には、事務所家賃の援助等のない現状において安定した事務所経営を追求していくため、公設事務所の設置及び運営等の支援を行っています。

ところが、近時、司法制度改革による弁護士人口の急激な増加の中、公設事務所の存在意義を見直すべきではないかというようなことを聞かれるようになってきています。

そのような動き否定するわけではありませんが、現に公設事務所、弁護士法人かながわパブリック法律事務所がどのような活動を行い、どのような役割を果たしているのか、今後どのような役割を果たそうとしているのかを知ることが重要です。

本冊子は、弁護士法人かながわパブリック法律事務所10周年を契機として、同法律事務所の10年の歩みと挑戦の記録です。本冊子を通して、公設事務所・弁護士法人かながわパブリック法律事務所がいかに関与した役割を果たしているのかを、広く皆様に知っていただけるよう期待します。



設立趣旨

かながわパブリック法律事務所 設立の経緯・設立当初の状況

元（開設時）社員弁護士 石川 裕一

かなパブ設立の機運

私がひまわり基金法律事務所（ひまわり公設）での任期を終え、横浜弁護士会（当時の名称）に復帰したのは2007年1月でした。神奈川に戻り、後輩の弁護士や司法修習生にひまわり公設での経験を話す機会はあったものの、同じようにひまわり公設への赴任を目指す後輩弁護士に直接経験を伝える機会がないことや、ひまわり公設での工夫、悩みなどの記憶が少しずつ薄くなっていくことに残念な気持ちを持っていました。

そうしたところ、2008年度の武井共夫会長執行部とお話する機会があり、その際に、上記の気持ちや、会員数も増え続けていた神奈川にも都市型公設事務所（都市型公設）を設置して、弁護士過疎・偏在の解消に役割を果たすべきではないかということ伝えることができました。当時の武井執行部はこの話に関心を持って下さり、以前に計画が立ち上がって頓挫してしまっていた、神奈川での都市型公設の設置計画を再設計する検討を始めてもらうことができました。

時を同じくして、横浜市で2008年度の関弁連定期大会が開かれました。同大会では弁護士過疎・偏在問題がテーマとなり、「市民の身近にあって利用しやすい司法をめざしてー司法基盤の整備と弁護士過疎・偏在の解消をー」という大会宣言が採択されました。同大会に先立つシンポジウムでは、私もパネリストとして、ひまわり公設での経験をお話しさせていただきました。

当時は、東北弁護士会連合会管内（仙台）で「やまびこ基金法律事務所」、九州弁護士会連合会管内（福岡）で「あさかぜ基金法律事務所」が設立されるなど、各地で過疎・偏在対策を主要な目的とした都市型公設が設置されており、この関弁連定期大会・シンポジウムにより、関弁連管内、神奈川県内でも都市型公設を設立するという、機運が高まったと感じています。

かなパブ設立へ向けて

とはいえ、都市型公設を設立するために越えなければならない多くの課題がありましたが、ここでは、運営の中心となる弁護士の確保について述べます。

都市型公設は、公的な色彩から弁護士法人として設立・運営することを想定していました。当時、全国で開設・運営されていた都市型公設は、①ベテランの所長がいる事務

所、②養成される側の新人弁護士だけが所属し、その指導は所外の弁護士が行う事務所、の2パターンがありました。

かなパブは、当初は可能であれば、ベテランの所長が事件処理はもちろん対外的な手続や意思決定の中心を担い、中堅弁護士は事件処理や新人弁護士の指導の中心を担う、という体勢とすることを探っていました。

しかし、当時の各地の都市型公設では、ベテランの所長確保に課題を抱えていました。他方、所長を置かず新人弁護士だけが所属する事務所の場合、経験やノウハウを所内で蓄積・共有し難いことが難点でした。

そこで構想したのが、中堅弁護士による共同代表制でした。かなパブは、ベテランの所長は置かず、ひまわり公設の任期を終えた程度の経験や年数を経た弁護士複数名の共同代表制とし、事務所運営・新人弁護士指導から対外的な対応まで、パートナーシップを組んで協力・分担しながら対応する形式を取ったのです。

もちろん、弁護士会の会内手続も含む、対外的な面については、ひまわり公設の任期を終えた程度では、知識も経験も不足します。この点は、弁護士会に設置された「公設事務所支援委員会」や弁護士会の理事者によるサポートを受けながら、日々悩みつつ、対応に当たっていました。

このように、いわば次善の策としてひねり出した「共同代表制」という仕組みでしたが、現在では、従前、ベテランの所長を置いていた都市型公設の中で、実質的に中堅弁護士による共同代表体勢にシフトする例も現れています。今から思えば、この共同代表制という仕組みは、都市型公設を持続的に運営していくための、有用な選択肢だったのかも知れません。

開設へ

かなパブは、開設前年度の武井執行部、開設年度の岡部光平会長執行部、支援委員会を初めとした関係各所のご尽力をいただき設立にこぎ着け、2009年9月30日に横浜ロイヤルパークホテルで「開設祝賀会」を開催していただきました。同祝賀会は、当時の千葉景子法務大臣や宮崎誠日弁連会長、伊藤邦夫関弁連理事長、横浜地家裁の所長など、錚々たるメンバーにご出席いただいた、まさに盛大なものでした。

この盛大な開設祝賀会により、かなパブ創立メンバーがより一層、気の引き締まる思いを抱いたことは、言うまでもありません。

活 動 状 況

新人採用と養成

かなパブでは、弁護士不足地域で活動することを希望する司法修習生の中から、毎年1～2名に採用内定を出しています。過去には、任官・任検への進路変更等、採用内定後の事情により入所に至らないという悲劇もありましたので、平均すると毎年1名程度です。

新進気鋭の弁護士達は、指導の主担当となる弁護士とOne on Oneでチームを組み、多種多様な事件の処理にあたります。OJTを通じて、約1年から2年、研鑽を積んだ後、ひまわり基金法律事務所や法テラスへ赴任したり、弁護士過疎・偏在地域に独立開業をして、旅立って行きます。

赴任・開業先では、ほとんどの場合、弁護士は1人です。事件処理も1人、事務所運営も1人、1人で何でもできるよう、かなパブにいる間から、事務員業務なども積極的に経験してもらっています。

事件処理

養成カリキュラムの中心となる事件処理においては、できるだけ多くの種類の事件を担当できるように配慮しています。2週間に1回の弁護士会議で、各弁護士がどんな事件を処理しているかについて情報を共有し、被養成弁護士が未経験の事件があれば、積極的に割り振っています。

赴任・開業先では、民事事件、国選刑事事件、民事法律扶助事件が多いのですが、かなパブでは、その種の事件が不足することはありません。

そして、公設事務所を標榜する以上、採算が取れない事件、依頼者対応が難しい事件でも、逃げずに受任しようという気概は社員弁護士全員が共有しています。

公益活動

かなパブの弁護士は、新人養成と市民事件の処理のほかにも、公的な役割を果たすべく努力しています。

1つは、日弁連LC委員会（公設事務所法律相談センター委員会）での役割です。かなパブの社員弁護士は、LC委員会の要職を歴任しており、2019年現在、中山弁護士が副委員長兼2部会部会長、重野弁護士が事務局次長兼2部会副部会長を務めています。

また、数年に1度のペースで、県内の弁護士がいない市町村で、役場の協力のもと、無料の出張法律相談を実施してきました。具体的には、箱根町、南足柄市、愛川町などで実施の実績があり、法律事務所までのアクセスが良くない地域の住民へアウトリーチをしています。

さらに、東日本大震災の際には、震災支援相談など

にも積極的に参加しました。最近、神奈川県内では落ち着いてきましたが、相馬ひまわり基金法律事務所に赴任した平岡路子弁護士は、現在も、原発ADRなどをリードして、被災者支援に全力を傾けています。

即独弁護士等勉強会・交流会

かなパブが主催する勉強会としては、通称「即独勉強会」があります。修習終了後、既存の法律事務所に就職せずに独立した弁護士、就職後、事情があって早期に独立した弁護士、事務所内独立採算弁護士（いわゆるノキ弁）など、日頃、先輩弁護士から指導を受けたり、相談をすることができる機会が少ない状況で働いている若手弁護士を対象とする実践的な勉強会です。

当初は、毎回3名から4名程度の参加でしたが、平成30年以降は5名から10名程度の方が参加してくれています。何年も継続的に参加してくれているリピーターもいて、最近では微増の傾向にあります。

離婚・相続・債務整理・交通事故など、町弁であれば一通りの処理は求められるジャンルを取り上げて、社員弁護士が講師を務めます。横浜地裁の書式レベルにまで落とし込んだ解説や、講師の失敗談など、実践的かつ踏み込んだ内容になるよう心がけています。

弁税交流会

もう1つ、かなパブが主催している勉強会として、「弁税交流会」があります。開設時社員の北條将人弁護士が2010年に立ち上げた勉強会ですが、こちらももうすぐ10周年を迎えます。

当初は、若手の弁護士と税理士が交代で講師を務め、弁護士は税法の、税理士は税法以外の法律の知見を高め、互いに交流を図ることを目的としていました。現在では、弁護士、税理士のほか、社労士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士など、多くの士業の方に参加いただいています。

また、開始から9年を数え、当初の参加者もおおむね9歳くらいは年を取りました。ただ、人は歩みを止めたときに、そして挑戦をあきらめたときに、年老いていくというアントニオ猪木の言葉もあります。学び続ける限りは、若手であるという気持ちで、参加し続けたいと思っています。

結 語

石川弁護士ら3名の社員弁護士による開設から10年、時代に要請に応えつつ、当初のスピリットは維持しつつ、かなパブは激動の司法界を駆け抜けてきました。今後とも、依頼者に寄り添いながら、司法過疎をはじめとする諸問題に、積極的に取り組んでいく所存です。

活動年表

2009. 9	弁護士法人かながわパブリック法律事務所 設立 石川裕一（55 期、元安芸ひまわり基金法律事務所） 北條将人（55 期、元天草ひまわり基金法律事務所） 川島明子（58 期）が社員として加入
2010. 2	○即独弁護士等勉強会・交流会を開始
2010. 9	○弁税交流会を開始
2010. 11	開設 1 周年記念イベント ・愛川町、清川村、開成町の住民を対象とする電話相談を実施 ・箱根町で、対面での法律相談会を実施
2011. 3	☆岡本吉平（新 62 期）が「鴨川ひまわり基金法律事務所」（千葉県）へ赴任
2011. 4	中山雅博（58 期、元むつひまわり基金法律事務所）が社員として加入
2011. 11	川島明子が退所し、寒川町で独立開業
2012. 1	☆重野裕子（新 62 期）が「中村ひまわり基金法律事務所」（高知県）へ赴任
2012. 6	☆森田了導（新 63 期）が「法テラス八雲法律事務所」（北海道）へ赴任
2012. 10	開設 3 周年記念イベント ・開成町、山北町、箱根町で、弁護士・税理士による「法と税の特別相談会」を実施
2012. 11	○スクールソーシャルワーカー（SSW）との勉強会を開始
2013. 4	☆平岡路子（新 63 期）が「相馬ひまわり基金法律事務所」（福島県）へ赴任
2013. 11	☆笠間圭一郎（新 64 期）が開成町で独立開業
2014. 2	北川靖之（58 期、元つがるひまわり基金法律事務所）が社員として加入
2014. 5	☆小林有斗（新 64 期）が群馬県中之条町で独立開業
2014. 11	開設 5 周年記念イベント ・寒川町、箱根町、開成町で、対面での法律相談会を実施
2015. 1	☆神永夕貴（65 期）が「新庄ひまわり基金法律事務所」（山形県）へ赴任
2015. 4	重野裕子が帰任し、社員弁護士として加入
2015. 6	☆傳田真梨絵（66 期）が「佐渡ひまわり基金法律事務所」（新潟県）へ赴任
2015. 6	北條将人が退所し、熊本県弁護士会に登録替え
2015. 8	石川裕一が退所し、鎌倉市で独立開業
2017. 3	☆金澤佳弘（67 期）が「鴨川ひまわり基金法律事務所」（千葉県）へ赴任
2017. 5	☆川口祐加（68 期）が「法テラス佐賀法律事務所」（佐賀県）へ赴任
2018. 6	青木一愛（65 期、元対馬ひまわり基金法律事務所）が社員として加入
2019. 7	☆大根田紫織（70 期）が「流水の町ひまわり基金法律事務所」（北海道）へ赴任
2019. 8	☆大西章（70 期）が「つがるひまわり基金法律事務所」（青森県）へ赴任
2019	開設 10 周年記念イベント ・ 9 月：愛川町、清川村の住民を対象とした電話相談会を実施 ・ 10 月：南足柄市で、対面での法律相談会を実施



☆：勤務弁護士の赴任
（所長就任）
○：勉強会の開始

弁護士過疎・偏在地域 赴任・開業マップ

長崎県対馬市：H27～H30

青木 一愛／対馬ひまわり
《現社員弁護士》

佐賀県佐賀市：H29～

川口 祐加／法テラス佐賀

山形県新庄市：H27～H29

神永 夕貴／新庄ひまわり

新潟県佐渡市：H28～

傳田 真梨絵／佐渡ひまわり

群馬県吾妻郡中之条町：H26～

小林 有斗／弁護士過疎地域開業

高知県安芸市：H16～H19

石川 裕一／安芸ひまわり
《元社員弁護士》

高知県四万十市：H24～H27

重野 裕子／中村ひまわり
《現社員弁護士》

熊本県天草市：H16～H20

北條 将人／天草ひまわり
《元社員弁護士》

北海道八雲町：H24～H27

森田 了導／法テラス八雲
※その後、法テラス熊本→法テラス岩手

青森県五所川原市：H19～H24

北川 靖之／つがるひまわり
《現社員弁護士》

青森県五所川原市：R1～

大西 章／つがるひまわり

北海道紋別市：R1～

大根田 紫織／流水の町ひまわり

青森県むつ市：H18～H23

中山 雅博／むつひまわり
《現社員弁護士》

福島県相馬市：H25～

平岡 路子／相馬ひまわり

千葉県鴨川市：H23～H29

岡本 吉平／鴨川ひまわり

千葉県鴨川市：H29～

金澤 佳弘／鴨川ひまわり

神奈川県高座郡寒川町：H23～

川島 明子／弁護士過疎地域開業
《元社員弁護士》

神奈川県足柄上郡開成町：H25～

笠間 圭一郎／弁護士過疎地域開業

かなパブで養成を受けて



鴨川ひまわり基金法律事務所 前所長
新62期 岡本 吉平

かなパブ開所から1年半後の2011年3月1日、赴任弁護士の第1号として鴨川ひまわりの初代所長に。千葉会から与えられた準備期間は実質2か月。安房ならぬ泡を食っていたところに天啓(=石川先生の教え)が。教えのまま商工会に飛び込んだところ、まさに天恵。市内最良のオフィスビル(1階は土産物屋)に入居できるなど、鴨川の皆様に破格の便宜を図ってもらい、無事開設に至ります。



市民後見人講座の講義中

千葉市の弁護士の「おかげで県南の警察署に行かずに済む」との言葉が頭にこびりつき、刑事事件はほぼ被疑者国選で年平均50件を受任。鴨川を起点に館山から勝浦まで、険難とは言えぬ海辺の道を往復。太平洋に高く浮かんでしまった満月を見ては、同じ海に面した高知の中村にいる重野さんもまた同じ月を見ているだろうかなどと同期の顔がよぎります。

2017年4月の任期満了までの6年間、嬉しさも辛さも濃密な時間。ただ、私は少々?いい加減な性格。忙しさの余り、周りに迷惑をかけることに。逆に真面目だったら回せないものを回そうとして心身を痛めたはず。ありきたりですが、熱意や根性が何とかなるものではなく、冷静に自分を客観視する時間を持てれば良かったと感じています。

とある後見事件の身上監護方針について悩み、鴨川市の地域包括センターに飛び込んだところ、向こうにしても渡りに船。平成24年から市と社協との勉強会を月1回開催し、傳田さん赴任前の佐渡(成年後見の先進地)も視察。これが、「安房地域における成年後見制度利用促進の取り組み」(←そのまま検索して厚労省HPにあるPDFへ!)の端緒となり、家裁館山支部管轄全域と一致する三市一町が共同して安房権利擁護推進センターを設置するに至ります。取り組みがステップアップしていく中、委員長的な立場に祭り上げられ続けることに。普段は好き勝手に意見を言い、要所では部外者だからこそその根回し、意見集約作業。地域貢献においては熱意や根性が物を言うこともあると実感(写真は市民後見人養成講座のもの)。後任が冷静さと熱意が良い案配の金澤さんで一安心なのでした。



佐渡ひまわり基金法律事務所 所長
66期 傳田 真梨絵

66期の傳田です。2年3か月の養成を受けた後、2016年4月、佐渡ひまわり基金法律事務所の4代目所長として赴任しました。佐渡に来て4年目になりました。佐渡の風土が気に入る、また、仕事にやりがいがあることから、佐渡に定着することになりました。



佐渡のたらい舟

佐渡特有の事件といえば、サザエやアワビの窃盗や、空き家からむ相続放棄の相談があります。また、破産管財人や相続財産管理人として、農地の処分に苦労しています。

佐渡市の人口は、2019年7月時点で約5万4000人です。私が赴任した頃は約5万7000人でしたので、人口減少が顕著です。また、総人口の4割以上が65歳以上であり、少子高齢化も進んでいます。成年後見事件が多く、市民後見人の数も増えています。定着することになりましたので、より長期的な目線で、課題に取り組んでいきたいと思います。

佐渡空港から定期便が出ておらず、島外への移動が船だけで大変です。他方で、島内の移動は、車を使えば神奈川にいた頃よりも楽です。

佐渡の観光名物として、たらい舟がありますが、島外への移動手段ではありません。狭く入り組んだ岩礁に入り、サザエやアワビを採取するために考案されたものです。樹脂加工をしたたらい舟が、今でも漁のために使われています。舟のバランスをとりながら、箱メガネで海中を見て、ヤスという漁具でサザエを刺してとります。とても難しいそうです。観光用のたらい舟は、数名が乗れる大型のものです。船頭さんが巧みに操り、入り江の周遊ができます。

佐渡は海に囲まれています。山もあり、牛が放牧されるなどしています。疲れたときには、事務所の窓からの景色を眺めています。

今後は、神奈川での養成で育てていただいた気合いと根性と反骨精神で、より一層頑張っていきたいと思います。今までご支援下さった皆様方に、心から感謝申し上げます。

是非、佐渡に遊びにお越し下さい。佐渡にだいたい詳しくなりましたので、楽しくご案内できると思います。

各地で活躍する OB・OG

法
テラス

法テラス佐賀法律事務所
68期 川口 祐加

かなパブ設立10周年おめでとうございます。節目のお祝いに卒業生として加わることができ、大変嬉しく思います。今回は、法テラスの常勤弁護士になった今、についてお伝えしたいと思います。



有田焼の絵付け中

私は、2017年5月、かなパブ卒業生としては新63期の森田先生以来の、法テラスの常勤弁護士になりました。法テラスでは赴任先を自分で選ぶことができないため、行き先の予測可能性がありません。もっとも、主体的には選択しない地域への赴任により、思いがけない経験ができる可能性を秘めており、そこが面白い点です。

私が在籍する法テラス佐賀法律事務所は、「本所型」と呼ばれる法律事務所です。「過疎地型」とは異なり、原則的に扶助国選事件、日弁連の委託援助事件、震災援助事件のみ受任できます。裁判所から選任される事件を含む、有償事件は受任することができません（もっとも、後見事件については、必要性ゆえ例外的に複数受任しています）。

他方で、司法ソーシャルワークという他分野との連携・協働活動を通じて、複合的な問題を抱えている方について、多方面からの支援を実現できることがあり、かかる活動は、今日における法テラスの常勤弁護士の1つの特徴になっています。

福祉関係者との連携が必要な事件の数は明らかに今の方が多い一方で、事件の種類自体は、かなパブ時代とあまり変わりません。証拠保全に始まり、未だ全然終わりの見えない労働事件に四苦八苦したり、着任後2年間に渡って徹底的に争った損害賠償請求事件で100%勝訴するという嬉しい経験をしたりと、孤軍奮闘する毎日です。

会務は、小規模単位会であるある（若手はみんな多重会務者）の例に漏れず、現在7つの委員会に所属しています。今、子どもの権利委員会の有志を中心に佐賀県初の子どもシェルターを2020年4月に開設することを目指しており、私もそこに加わっています。

卒業して2年以上が経ちましたが、私の弁護士人生始まりの場所であるかなパブの益々のご発展を心より祈念しております。Happy 10th anniversary かなパブ！！

独立
開業

あがつま法律事務所（群馬県吾妻郡中之条町）
新64期 小林 有斗

かなパブを巣立ち、群馬へ移ってから5年以上が経過しました。弁護士としてのキャリアは独立してからの期間のほうが遥かに長くなっていますが、当時、かなパブ出身者の中で初めて県外で独立するというので、大変な不安と緊張を抱えながら旅立ったことを今でも覚えています。

平野部に都市圏が広がるという群馬の一般的なイメージとは異なり、吾妻は本当に緑豊かな土地で、毎日、事務所の窓から見える青々とした山々を眺めながら仕事に勤しんでおります。他方で、のんびりした生活かと問われれば、そんなことはなく、毎日忙しく動いています。私のいる中之条町という地域は吾妻郡の「入口」に属する場所で、この奥に、温泉で有名な草津町や農業で有名な嬬恋村がありますが、この中之条から先に法律事務所はありません。

裁判所まで片道1時間の行程を通う日々ですが、もはや移動に慣れ過ぎて、1時間の移動は「近場」という感覚です。しかし、自動車を持たない相談者、子育ての都合で遠方まで足を運べない相談者からすれば、裁判所のある前橋は遥か遠くです。体力のある者・自動車のある者・時間のある者から見れば遠距離移動は苦でないとしても、遠近の感覚というのも相対的なものであり、そこに格差が存在することを思い知らされます。全国的に裁判所支部の統廃合や縮小・弁護士会の法律相談センター継続の是非が活発に議論されますが、このような格差に対する視点は重要だと考えます。

独立してからの5年で自分にどこまでのことができたのか分かりませんが、今後も地域のリーガルサービスの充実に努めたいと思います。

最後に、吾妻は群馬県内でも有数の観光資源の豊富な地域です。草津温泉をはじめ、チャップリンゴケ公園、鬼押し出し園、ロックハート城、ぐんま天文台など様々な観光名所があり、長野県の軽井沢とも隣接しておりますので、温泉や自然を堪能しながらも軽井沢散策も楽しんでいただけます。是非、吾妻に足を運んでいただければと思います。



事務所の隣で
毎年組まれるドント焼

かなパブを支える 社員弁護士達

58期 中山 雅博

私は、今年（2019年）の10月で弁護士になって約14年が経つこととなりますが、その半分以上を（2011年4月からの約8年半を）かなパブで過ごしてきたことになります。

その8年半を振り返ってみると、自分なりの司法過疎地（青森県むつ市）での執務経験や知識を後輩に伝えられればと思い、かなパブに入所した訳ですが、落ち着いて考えてみれば、当時はまだ弁護士になって5年程度であり、自分自身もまだまだ未熟なところもあって（今も大差ありませんが）、実際には後輩の指導・養成をするというよりも、後輩と二人三脚で試行錯誤もしながら、一緒に事件の処理を進めていくような感じだったかと思います。

そして、そんな私も含め、基本的には若手の弁護士が中心となって事務所運営を行っていく、かなパブが、この度、10周年という一つの大きな節目を迎えることができたのは、関係者の皆様の多大なご支援があったからに他なりません。

これからも、引き続き、かなパブを暖かい目で見守ってくださいますよう、よろしくお願い致します。

新62期 重野 裕子

私が最初になパブに入所したのは、事務所設立から間もない2009年12月、事務所が初めて養成する勤務弁護士としてでした。新人弁護士も同じ志をもつ仲間として尊重し、兄弁的な感覚でフラットに接してくれる社員弁護士達と一緒に、事件を担当したり事務所運営に取り組んだり、様々な経験をしながら伸び伸び育てていただいた2年間でした。

その後、2012年1月、高知県四万十市の中村ひまわり基金法律事務所へ赴任しました。支部内に3人しかいない弁護士の1人として、支部内唯一の女性弁護士として、地域の方々から頼られ、多くの相談や事件を受けた3年間は、市民の身近に弁護士が居ることの大切さや、そこで活動する責任の重さを実感する、忙しくもやりがいある日々でした。

そして、2015年4月に再びかなパブに戻り、社員弁護士として活動しています。事務所と同じく、私も今年で弁護士10年目。まだまだ日々の業務に迷うことも悩むことも多々ありますが、かなパブでの新人時代に感じたことや、弁護士過疎地域で経験した苦労や工夫などを、同じ志をもつ後輩弁護士達の養成や支援に活かしながら、今後もかなパブが公設事務所としての役割を果たしていけるよう頑張ります。

58期 北川 靖之

2014年2月になパブに転がり込んでからの5年半、7人の勤務弁護士たちが過疎地に旅立っていくのを見届けました。うち2名は、指導担当として、養成に携わっています。

後輩への指導は、私自身にとっても良い勉強となりました。偉そうに講釈を垂れる以上、条文上の根拠を再確認して、自分なりの小理屈にまで昇華させておく必要があるからです。後輩と議論しながら、徐々に考えがまとまっていくことも、よくありました。

しかし、後輩といっても、最近ではキャリアで10年以上、年齢では20歳近くの差があります。弁護士という職業に対する認識が違いすぎて、兄弁的な指導ができなくなりました。「体力の限界」は千代の富士の言葉ですが、私自身「指導力の限界」を感じます。

そうこうしているうちに、かなパブは創立10周年。事務所内ランニングクラブの発足と停滞、創立社員の退所、事務所の引っ越しなど、色々なことがありました。私は2020年春に退所します。今後は、重野弁護士、青木弁護士、そして事務員さんたちが、事務所を盛り立てて行ってくれると信じています。かながわパブリック法律事務所は、とりあえず永遠に不滅です！

65期 青木 一愛

2018年5月末で対馬ひまわり基金法律事務所を退所することになり、その後の進路を検討する中で、原点である過疎偏在対策にどのように携われるかと考えていた折、かなパブの社員弁護士募集の報に触れ、かなパブに迎え入れて頂くことになりました。

かつてに比べると過疎偏在地域は格段に解消されたとは言え、私が執務していた対馬のような離島や北海道の奥地等は、将来的にも、公設事務所でなければ事務所運営が成り立たない地域と考えられます。そのため、かなパブのような過疎偏在地域に赴任する弁護士を育てる事務所の役割は、これからもずっと続くことになります。

今後は、72期として入所する弁護士の指導担当を務めることになります。どのような形で指導するのがベストなのか、しばらくは手探りでしょうが、これまでの経験を存分に伝えていけたらと考えています。

これまでの10年間で歴代のかなパブメンバーが築き上げてきた歴史を引き継いでいくのは大変なことですが、更なる発展のために精一杯頑張っていきます。

かなパブから旅立っていく 勤務弁護士達

70期 大西 章

か なパブ10周年という話を聞いた時、我々70期の2人が実働部隊となって細々した作業をやっていくのだろうなと思ったのも束の間、ほとんど何も関わらないまま、養成期間が終わろうとしております。この原稿が世に出るころ、私は青森県五所川原市のつがるひまわり基金法律事務所へ赴任していることでしょう。

私は、青森で生まれ育ち、その後、宮城、東京、岡山、大阪、また青森と、色々なところを転々としてきましたが、神奈川にはほぼ縁がありませんでした（岡山で仕事をしていた時の研修施設が武蔵小杉にあって、少しだけ滞在したことがありましたが）。だから、「え？何で横浜なの？」という反応をされることが多かったのですが、かなパブを選んだのはひとえに事務所のなんでも言い合えそうな良い雰囲気につきます。

最初の事務所説明会のとき、懇親会で漫画の話と青森の話で盛り上がり、これはかなパブに入るしかないと思ったことを今でも覚えています。かなパブに入所後も、基本的なことを聞きつつ、そして時々条文等の基本的な事項についてクイズの出題を受けつつ、毎日楽しく執務させていただきました。また、委員会や同期会の幹事等に参加する際も、積極的に送り出していただいたような気がします。

それから、事務局の皆様にも、私が毎日中華のお弁当を食べているということで栄養の指導を受けたり、青森出身のアーティストの話をしたり、私がノロウイルスで苦しんでいるときに心配していただいたりと、とてもとてもお世話になりました。

基本的に青森愛が強い私ではありますが、かなパブに入所し、神奈川県弁護士会の中で過ごした1年余りの期間は、私にとって宝です。今後も、かなパブで、私の後輩たちが、楽しく充実した養成機関を過ごし、巣立って行って頂きたいと考えております。

70期 大根田 紫織

私 は原稿を書いている時点では、流水の町ひまわり基金法律事務所（北海道紋別市）への赴任が決まり、養成期間を過ごし終えたばかりという状態です。養成期間を振り返ると、本当にあつという間の1年4か月でした。

入所してから今まで、とにかく目の前の事件の処理を考えたり起案したり、指導担当の先生や事務局さんに教えてもらって勉強する毎日でした。かなパブではチーム制をとっており、指導担当の先生や事務局の方に色々なことを教えていただきながら仕事をしました。社員弁護士の先生方から赴任先での話が聞けたことも、自分の赴任後を意識しながら養成を受けられる良い機会だったと思います。事務所全体で勤務弁護士の赴任後のことを考えていただいているという環境が本当にありがたかったです。

事務所内に高いパーティションがないため、自分で担当している事件以外の事件の様子も色々と知ることができました。また、指導担当をはじめ社員弁護士の先生方に声を掛けやすく、1人で事件について抱え込んで悩むことがないという環境もとても恵まれていたと思います。

声を掛けやすい環境もあり、私は見切り発車で共同受任している先生方に話を持って行ってしまうことが多く、突っ込みを受けることも多かったのですが、今後は自分自身で突っ込みを入れられるように頑張らなければならないと思っています。

所外でもかなパブは一定の認知度があるようで、会内の先生方には、「かなパブなんだね」と言っていたいただき、県外へ赴任することが分かっているにも関わらず、様々な会務に参加させていただけたことが有難かったです。かなパブを支援していただいている公設事務所支援委員会をはじめ、様々な会務に参加させていただき、赴任後の参考になるような様々な活動を見たり経験したりすることができました。そういう意味で、かなパブのみならず、かな弁にも育てていただいたという気持ちで、赴任を迎えます。



かなパブの 現役・OB・OG に聞いてみました！

本記念誌を作成するにあたり、かなパブの現所属弁護士、OB・OG（被養成弁護士だった人・指導弁護士だった人）を対象としたアンケートを実施しました。

ほぼ全員から回答があり、かなパブの団結力の強さを示してくれました。本当にありがとうございます。

【被養成弁護士アンケート（回答者11名）】

Q 養成中、最も勉強になったことは？

- A
- 1位 主張・立証等の受任後の事件処理
 - 2位 話し方等、法律相談のスタイル
 - 3位 手続き選択等、事件処理の方針決定
 - 4位 準備書面等の書面作成
 - 5位 弁護士費用等、委任契約の締結
 - 6位 労務管理、経費節減等、事務所運営
 - 7位 複数事件の同時処理
 - 8位 事件処理の前提となる法律知識
 - 9位 勉強会等の講義・講演

トップは、主張立証等の受任後の事件処理。弁護士として仕事をする以上、メインとなる業務であり、勉強になったといってもらえて、ホッとしました。

次点は、法律相談のスタイル。指導弁護士間で最も個人差があるという指摘が多かったです。「たくさんスタイルが見られてよかった」、「あわせるのに苦労した」など、感想もさまざま。自分とは違うスタイルの方が、参考になることが多いようです。

平均順位が低かったのは、事件処理の前提となる法律知識、勉強会等の講義・講演です。独り立ちして、自分自身で専門書と格闘するようになり、かなパブで教わった法律知識の価値は、相対的に低下しているのでしょう。ただ、勉強会等の活動を通じて、弁護士同士、他士業とのつながりを形成することは業務対策としても重要であり、それを学べたのが良かったという人もいて、安心しました。

被養成期間中の大変だったことを聞いたところ、周囲にすぐ相談できる環境があったこと、ほぼ毎日家に帰れていたことなどから、赴任後よりは大変ではなかったという人がいました。前段は激しく同意ですが、後段については、くれぐれも家族第一でご自愛ください。

「被養成期間中も、『自分の事件』であると自覚して取り組むべきだった」といった雑感もありました。それを実感するのは、赴任後ですよ。

Q 赴任後の業務で大変なことは？

- A
- 1位 移動以外の弁護士業務
 - 2位 移動
 - 3位 会務
 - 4位 事務所運営
 - 5位 講義・講演

もっとも大変なのは、移動以外の弁護士業務。「自分が断ったら、誰が受任するんだろうか」と悩んだ末、無理筋を受任してしまうこともあるようです。同じ悩みにぶつかった人は多いでしょう。

他方、1日で接見・打合せ・準抗告し、その結果、身柄が釈放されたりすると、近くにいる自分にしかできない仕事なので充実感があるという人もいました。行政・福祉の関係者と直接つながれ、地域の問題に関わっていけることが嬉しいという人もいました。このあたりは過疎地赴任の醍醐味といって良いでしょう。

しかし、過疎地での移動は、やはり大変なようです。警察、裁判所への移動時間がどうしても長くなります。「超大変です！」と感嘆符付きで特記してくれた人もいました。北国への赴任者も多く、風雪・積雪との戦いに苦労している人も多いです。気分転換になって良いという意見もありますが、みなさん、安全運転で頑張ってください。

同様に、会務も大変なようです。小規模会に所属することが多いため、多重会務状態となり、さらに1つ1つの負担が重いのだと思います。任期制ゆえの限界があるという指摘もありました。

小規模会ということに関連して、インフォーマルな関係性に短期間でなじむ必要がある（だから大変）という人がいる一方で、鍋パーティーや温泉旅行など「女性弁護士が、みんな仲良し」という楽しそうな回答もありました。

かなパブでは、事務所運営に被養成弁護士も関与してもらっているのですが、事務所運営が大変という意見は少なかったです。事務員業務も一通り教わったので、「ワンオペ」でもなんとかなるという強者もいました。

講義・講演が大変という人は少ないですが、これらを積極的に行っている人からは、準備のための勉強、市民向けの説明などの検討に時間を取られるという感想がありました。大変でしょうが、自分の勉強にもなります。頑張ってください。

被養成期間中にやっておけばよかったこととして、英語等の外国語を挙げる人がいました。地方でも外国人事件が起きるのは当然ですが、通訳人が遠方からやってく

ることになり、スケジュール調整が大変とのことでした。

私生活では、行く先々で関係者に会ってしまうので、子供と遊びに行く場所に気を遣う、自宅が知られているので大変、あるいは知られないようにするのが大変という意見が多数ありました。わざわざ書かなかった人にとっても、「あるある」だと思います。

多くの方が、依頼者から野菜、果物、釣った魚、たけのこご飯などをもらえたのが嬉しかったと書いています。確かに、洋菓子をもらうよりも、ずっと嬉しいのです。もちろん「先生が来てくれてよかったです」、「近くに弁護士がいてくれてよかった」という言葉をかけてもらえたことを挙げる人も多かったです。

【指導弁護士アンケート（回答者6名）】



**指導にあたって
良かったことは？**



- 1位 法的知識のおさらいができる
- 1位 他の弁護士の意見が聞ける
- 3位 若手の知識量・プロ意識が分かる
- 4位 自分の業務量が減る
- 5位 事件処理スピードが上がる

回答者全員が、新人弁護士への指導により、法的知識のおさらいができると回答しました。わかっているつもりでも、意外と思い違いがあったり、根拠があやふやだったりすることがあり、新人弁護士との話し合いの中で気づかされることが多いです。

同じく、全員一致は、他の弁護士の意見が聞けるということでした。同僚の弁護士がいれば、その意見も聞けますが、一緒に事件を処理している弁護士には、ちょっとした悩みでも意見が聞きやすいです。

若手の知識量等に関して、自分たちの世代（50期代）より若い世代の方が、過去の判例などを検索して見つけてくるスキルが高いという評価がありました。また、若手の方が、依頼者の話を時間をかけて聞き取るのが得意で、信頼を得やすいとの評価もありました。この辺りは、若さからくるアドバンテージといえそうです。

同じく、指導を担当していた被養成弁護士への評価として、起案等に取り組む予定管理やペース配分がうまく、勉強になったという意見もありました。



**指導するにあたって
大変だったことは？**



- 1位 自分のペースで事件処理ができない
- 1位 割り当てる業務内容、量の決定
- 1位 被養成弁護士退所後の事件処理
- 4位 被養成弁護士との人間関係

5位 自分の業務量が増える

自分の業務量が減るという回答は4名しかいませんでしたが、増えるという回答も0名でした。元被養成弁護士の皆さん、少なくとも足手まといではなかったようですので、安心してください。

ただし、自分のペースで仕事ができないのは確かです。被養成弁護士が原案を作り、指導弁護士が修正して、書面を完成させることが多いのですが、原案がなかなか上がってきません。しかし、夜遅くまで働いているのは知っているので、強くは催促しにくいといったジレンマです。書面の原案を被養成弁護士が作ることにについては、色々な意見がありました。とっかかりが早まるのでスピードが上がるという人もいれば、先に自分で完成させて、被養成弁護士の起案は添削だけにしようか迷ったことがあるという人も複数いました。

また、明確なデッドラインがない仕事については「いつころまでに完成させるべきか」の認識にギャップが生じやすいという指摘もありました。法的手続きに乗る前の段階で起きやすい悲劇です。

被養成弁護士に仕事をどの程度任せるかについては、個人差があり、かつ難しいところです。お任せ派からは、共同で事件を処理していた新人が赴任した際、事件処理の経緯を正確に把握できていなく、苦労したという告白もありました。逆に、被養成弁護士に任せるのが得意ではなく、不自由な思いをさせてしまったという後悔の弁を述べる方もいました。

ところで、被養成弁護士から事件を引き継ぐ立場で、メモは読める字で書いてほしいという人がいました。それはその通りですが、私の見るところ、その人の字も、お世辞にも上手とはいえません。

また、若い女性弁護士から、中年男性弁護士への引継ぎとなるとき、依頼者のテンションがあからさまに下がったのを目の当たりにしたという人もいました。依頼者のテンションを上げたり、維持したりするのも弁護士の能力の一部です。これも若さのアドバンテージといっていよいでしょう。

新人の指導はやりがいのある仕事ですが、ヒヨコへのスリコミに近い部分もあります。変な仕事の仕方が一生ついて回ってしまっはいけません。その意味での責任の重大さは、指導側の共通認識だといえます。

被養成弁護士と人間関係に苦労したという人も複数いました。しかし、そのうちの1人に対して「〇〇先生が大好きです。今でも夢に出るくらい」という愛の告白もありました。この告白を本人に伝えるかどうかは、今も迷っています。

「助けると思っ一杯書き込んでください」とお願いしたところ、味も素っ気もない回答は少なく、多くの方からイキの良い回答をいただきました。重ねて御礼申し上げます。

～皆様のご近所に
相談できる弁護士は
いるでしょうか？～

(令和元年5月1日時点。企業内・自治体内の弁護士は含めず集計。)





神奈川県弁護士会
Kanagawa Bar Association